

川棚温泉まつり防火安全チェック

1 露店・屋台等の設営について

- 強風等で屋台・テント等が倒壊・飛散しないようにしっかりと固定する。
- 消火器の準備をする。
- 電源は送電電気を使用する。

2 LPガスの使用について

- ボンベは火気から離れた直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置する。
- ボンベは安定した場所に転倒しないよう設置する。
- 火気使用器具の周囲は常に整理及び清掃に努める。
- ゴムホームは適正な長さで、ひび割れ等の劣化のない専用のものを使用する。
- 火気使用器具とゴムホースの接続は各日に行ない、ホースバンドで固定する。
- 1本のボンベから2本以上の機器に分岐してガスを供給しない。

3 カセットこんろ(カセットボンベ)の使用について

- カセットボンベ容器カバーを覆うような大きな調理器具を使用しないこと。
- 2台以上並べて使用しないこと。
- 炭の火おこしをしないこと。

4 ガソリン等の貯蔵・取扱いについて(送電電気が使用できない場合に限る)

- ガソリン等の保管又は取扱い場所では、みだりに火気を使用しない。
- 容器は消防法令に適合した金属製容器を使用し、キャップを確実に締める。
- 容器は、火気や高温部から離れた、直射日光の当たらない場所で保管する。
- ガソリン等を保管、取り扱う場合は、観客等から十分に安全な距離を取る。
- 容器キャップ開口前の圧力調整弁(圧抜き)の操作等は適正に行なう。

5 発電機の使用について

- 発電機の運転中の燃料補給は絶対に行わない。
- 祭り開催中は会場内での給油は絶対に行わない。
- 安全な場所に設置し管理するとともに、必要に応じてロープ等により観客や来場者と区画する。

安全で安心して楽しめる お祭りにしましょう！

川棚温泉まつり防火安全のための説明

平成27年 豊浦西消防署

1 下関市火災予防条例の一部改正について

平成25年の福知山市の花火大会 火災事故発生で 死者3名、負傷者56名
原因～発電機で使用したガソリンの火災によるもの。

- (1) この火災を受け、下関市火災予防条例の一部が改正になった。
火災予防条例改正（平成26年8月1日から施行）
祭礼、縁日、花火大会、展示会、その他の多数の者が集合する催しにおいて、
対象火気器具等を使用する場合には「**消火器の準備**」が必要になった。
(**対象火気器具等を使用する場合に限る。**)

対象火気器具等とは～火を使用する器具、液体・個体・気体燃料を使用する器具、
電気を熱源とする器具等です。

(例) 発電機、ガスコンロ、ホットプレート・グリル等

※発電機も、ガソリンや軽油等の液体燃料を使うので、届出が必要(照明用の電源
として使用する場合も届出の中に入れること。場所も配置図等に明記！)

- (2) 「露店等の開設届出書」の提出が義務づけられた。
対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合には、開設する方があらかじめ
所轄消防署長へ「露店等の開設届出書」の提出が義務づけられた。
この届出の方法については、露天商組合の方も消防署で指導を受けられている
と思いますが、まとめて提出されても結構です。また、地域の方の出店に
ついては主催者が一括提出されてもよろしいかと思えます。

以下、防火安全チェックについて
項目の中の主だったものの説明

1 LPガスの使用について

- ゴムホームは適正な長さで、ひび割れ等の劣化のない専用のものを使用すること。
- 1本のボンベから2本以上の機器に分岐してガスを供給しないこと。

2 ガソリン等の貯蔵・取扱いについて

- 火気の近くでは、キャップを開けたり、圧抜き操作はしないこと。
- キャップ、圧力調整弁(圧抜き)は確実に締めておくこと。

3 発電機の使用について

- 発電機の運転中の燃料補給は絶対にしないこと。
- 祭り開催中は会場内での給油は絶対にしないこと。